

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

柳 津 町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 旧柳津村地域

#### (1) 現況

本地域は、飯谷山等の急陵な山々や只見川と支流の銀山川があり、山間の中に田畑が点在する急傾斜地の多い地域です。特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きく、また、高齢化等により担い手の確保が難しい状況であることから、農地集積や地域の共同活動により農道や水路等の保全管理が必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動に係る支援を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、農業生産活動の継続的な実施を図る。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

### 2. 旧西山村地域

#### (1) 現況

本地域は、博士山・明神嶽等の急陵な山々や滝谷川と支流の東川があり、山間の中に田畑が点在する急傾斜地の多い地域です。特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きく、また、担い手の高齢化・人口減少により耕作放棄地が増加することが特に懸念されている。担い手の確保が難しい状況であることから、地域の共同活動により農道や水路等の保全管理が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動に係る支援を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、農業生産活動の継続的な実施を図る。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	促進計画の区域全域	法第3条第3項第1号・同項第2号・同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

① 第1号事業に係る事項

(1) 対象農用地について

農振農用地以外の土地について、周辺の農振農用地と一体として維持管理すべきと認められる土地については、交付対象地として取り扱う。

② 第2号事業に係る事項

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であつて、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上で

あるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。

なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

## ア 対象地域

交付金の交付対象となる地域（以下「対象地域」という。）は、次の（ア）から（ウ）までの地域とする。（柳津町全域）

- （ア） 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- （イ） 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地
- （ウ） 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規程により過疎地域とみなされる区域を含む。）

## イ 対象農用地

（ア） 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

（イ） 自然条件により小区画・不整形な田

（ウ） 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

（エ） 町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

（a） 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地については、田で1/100以上1/20未満、畑・草地及び採草牧草地で8度以上15度未満の農用地とする。

## （2） 集落協定の共通事項

### 1） 構成員の役割分担

集落の実情に応じた協定の対象となる農用地（以下「協定農用地」という。）及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

## （3） 対象者

認定農業者に準ずる者とは、柳津町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定められた者など地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。

(4) その他必要な事項

1) 土地改良通年施行等の取扱いについて

(ア) ほ場整備事業・客土事業等に係るものとする。ただし、工事実施時期の変更等により不測の事態の発生等真にやむを得ない事由によるものである場合に限り、土地改良通年施行の対象事業として取り扱う。

(イ) 土地改良通年施行に係る農地については、交付金の交付対象とする。

(ウ) 土地改良事業等の実施等により対象要件に変更があった農用地の取扱い

a 土地改良事業等の実施等が集落協定に位置づけられている場合には、当該土地改良事業等の実施、地目の変更等により協定認定時の対象農用地の要件に変更があっても、当該農用地交付金の交付対象とすることができる。

2) 法第3条第3項各号に掲げる事業については、柳津町農地・水・環境保全協議会（農地・水・環境保全組織）が事務補助を行うこととする。